

山梨県公報

第五百六十九号

令和七年

六月九日

月 曜 日

目次

告示

○令和七年度地籍調査事業計画の決定……………	二九五
○道路の供用開始……………	二九五
○道路の区域変更……………	二九五
公 告……………	
○随意契約の相手方の決定について(三件)……………	二九六
○国土調査の成果の認証……………	二九七
○公共測量の実施……………	二九七

告示

山梨県告示第七十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により令和七年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。

令和七年六月九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 調査を行う者の名称 身延町
- 調査地域 南巨摩郡身延町岩欠、相又及び飯富の各一部
- 調査期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

山梨県告示第七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和七年六月三十日まで一般の縦覧に供する。

令和七年六月九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	天神平甲府線	甲府市緑が丘二丁目九四二番一 地先から 甲府市緑が丘一丁目一四四番六 地先まで	三二〇・五	令和七年六 月三十日

山梨県告示第七十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和七年六月三十日まで一般の縦覧に供する。

令和七年六月九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 市川三郷身延線
- 道路の区域

区間	旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南巨摩郡身延町帯金字塩之澤二三二四番三 地先から 南巨摩郡身延町帯金字塩之澤二三三三番三 地先まで	旧	八・四 一 九・二	六〇・八
	新	八・四 一 九・一	六三・五

公 告

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年六月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 随意契約に係る役務

- (一) 名称 山梨県情報ハイウェイ保守管理業務委託

- (二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県新価値・地域創造推進局DX課

- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日 令和七年四月一日

四 随意契約の相手方

- (一) 名称 株式会社デジタルライアンス

- (二) 住所 山梨県甲府市北口二丁目十二番一号

五 契約金額 一億三百二十二万五千元

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 山梨県が整備した光ファイバ網貸付契約の相手方であるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当）。

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年六月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 随意契約に係る役務

- (一) 名称 情報ハイウェイ利用に係るネットワーク接続サービス

- (二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県新価値・地域創造推進局DX課

- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日 令和七年四月一日

四 随意契約の相手方

- (一) 名称 株式会社デジタルライアンス

- (二) 住所 山梨県甲府市北口二丁目十二番一号

五 契約金額 三千八百四万六千八百円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 山梨県情報ハイウェイ接続サービスの提供事業者であるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当）。

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年六月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 随意契約に係る役務

- (一) 名称 山梨県情報セキュリティクラウド運用管理業務

- (二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県新価値・地域創造推進局DX課

- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日 令和七年四月一日

四 随意契約の相手方

- (一) 名称 株式会社YSK eicom

- (二) 住所 山梨県甲府市湯田一丁目十三番二号

五 契約金額 五千四百八十九万二千六百五十八円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 山梨県情報セキュリティクラウド構築業務の受託者であるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当）。

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和七年六月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 調査を行った者の名称 市川三郷町
- 二 調査を行った時期 令和四年五月二十日から令和六年三月三十一日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 西八代郡市川三郷町大塚の一部
- 五 認証年月日 令和七年五月二十九日

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により峡東農務事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和七年六月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（3級基準点網図）地図情報レベル500
- 二 測量の地域 山梨県山梨市の一部
- 三 測量の期間 令和七年五月二十九日から令和八年一月三十日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番